

“ 住宅を取得して転入する方へ助成金のご案内 ”

市の人口減少を抑え、定住人口を増やすことによる地域活性化を目的として、住宅を取得し、市外から転入する人に助成金を交付します。

住宅を取得して市外から転入する人に

最大30万円（加算額を含む）を助成します。

① 対象となる人

市内に住宅を取得して、市外から転入する人



② 対象となる住宅

次のすべてに該当するものです。

- ア) 玄関、台所、便所、浴室があり、床面積の合計が50㎡以上の住宅
- イ) 耐震基準を満たしている住宅
- ウ) 建築基準法に適合している住宅

③ 対象となる条件

- ア) 住宅を購入した場合は、売買契約が平成28年4月1日以降
- イ) 申請者およびその世帯全員が市区町村税（前年度の賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの）を滞納していない
- ウ) 初めて渋川市に住民登録するまたは渋川市から転出して1年以上経過している
- エ) 住民登録をしてから1年以内

④ 助成額

一律20万円を助成します。

⑤ 加算額

次のいずれかに当てはまる場合は、助成額に10万円の加算があります。ただし、複数該当しても10万円です。

- ア) 若者夫婦世帯（夫婦いずれかが40歳未満の世帯）
- イ) 子育て世帯（18歳未満の子供を扶養している世帯）

⑥ 助成金の制限

助成の対象者につき1回限りです。

⑦ 申込期間

平成29年4月3日（月）から
（予算に達した時点で終了となります。）

問い合わせ

建築住宅課（第二庁舎2階）

☎ 0279-22-2072



裏面もご覧下さい

⑧ 申請時の提出書類について

助成金の交付を受けようとする人は、次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 助成金交付申請書 ※注1
- イ) 世帯全員の住民票の写し
- ウ) 世帯全員（16歳以上）の市区町村税の納税証明書（未納のない証明用）または非課税証明書 ※注2
- エ) 助成対象住宅の不動産の登記事項証明書 ※注3
- オ) 建築基準法に基づく検査済証の写しまたは現行の耐震基準に適合していることを証明する書類
- カ) 住宅の案内図、配置図、各階平面図
- キ) 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ク) 共有名義者同意書（共有名義である場合） ※注1
- ケ) 助成金請求書 ※注1

※注1 ホームページ、建築住宅課（第二庁舎2階）にあります。

※注2 前年度の賦課期日に住民登録していた市区町村のもの。市区町村によっては完納証明書と呼ぶ場合があります。

※注3 建物のもの。所有権保存登記または所有権移転登記を完了したものの。



ようこそ渋川へ！

これからやってくる大地震に備えて！



木造住宅の耐震改修費を 最大60万円助成します。

昨年の熊本地震で被害のあった建物の多くは木造の住宅が占めています。建物の倒壊から身体・生命・財産を守るため、住まいの耐震化を行いましょ

う市では、旧耐震基準（昭和56年以前建築のもの）で建築され、耐震診断が終わっている木造住宅を対象に耐震改修費の一部を助成し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

[耐震改修費補助の希望者募集]

市では「耐震改修補助」の希望者を募集しています。下記の条件に当てはまれば補助の対象となりますので、ぜひご検討ください。

- ①市内にある住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅および木造併用住宅（住宅が半分以上のもの）で地上2階建以下のもの
- ③個人が所有する住宅で、居住をしているもの又は居住をしようとするもの
- ④在来軸組構法等によって建てられたもの
- ⑤耐震診断が終わり、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの
- ⑥耐震改修後の上部構造評点が1.0以上となるもの
- ⑦補強設計及び工事監理を一級建築士または二級建築士、木造建築士で「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習を受講している者が行うもの
- ⑧工事着手前であるもの
- ⑨工事の完了の報告を平成30年3月15日までに提出できるもの



[補助率・補助額]

耐震改修費（補強設計費および工事監理費を含む。）の2分の1を補助します。ただし、限度額は60万円です。

[申込み方法]

申込みは下記で受け付けています。必要書類等がありますので建築住宅課（下記）に問い合わせの上、申込みください。



[問い合わせ及び申込み先]

渋川市第二庁舎2階 建築住宅課



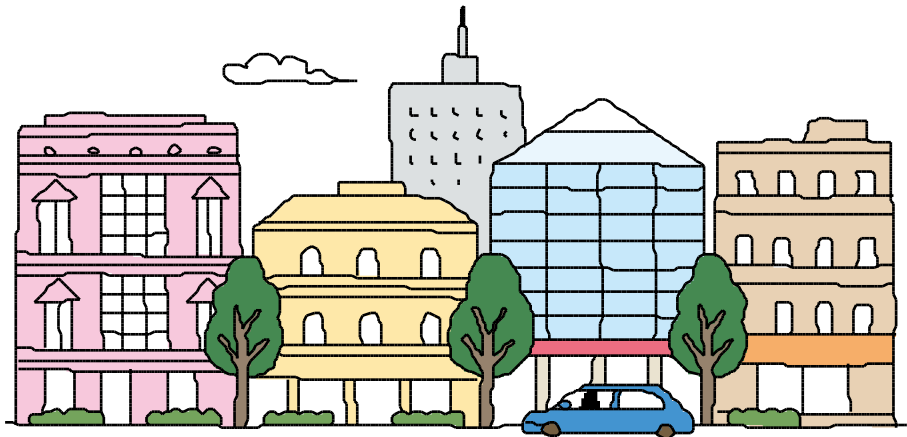
0279-22-2072（直通）

[申込みに必要な書類]

耐震改修補助の申込みをする人は、次の書類を建築住宅課窓口に提出してください。

- ア) 申請書（建築住宅課窓口、ホームページにあります。）
- イ) 世帯全員の住民票の写し
- ウ) 世帯全員の市税の納税証明書（未納額のない証明用）または非課税証明書
- エ) 固定資産税評価証明書
- オ) 耐震改修計画概要書（様式第1号の2）
- カ) 耐震改修工事の設計図書
- キ) 耐震改修工事（耐震補強設計、工事および工事監理）に係る部分に要する費用の見積り書及び数量算定書
- ク) 耐震診断報告書および耐震改修工事後の耐震診断報告書の写し
- ケ) 耐震補強設計および工事監理を行う者の資格を証明する書類の写し
- コ) 建築確認通知書の写し
- サ) その他市長が必要と認める書類

※市の無料耐震診断を行った住宅で、同一年度中に補助金申請を行う場合、上記イ)～エ)の証明書は、耐震診断申込み時に添付したものの写しとすることができます。



《地震に強いまちづくりをめざして》



“空家の解体補助金のご案内”

市民の安全で安心な暮らしを確保し、良好な住生活環境、定住環境の形成や保全、土地の利活用を目的として、空家の解体を行う人に補助金を交付します。

20万円以上の空家解体工事に工事費の10分の1、
最大30万円（加算額を含む）を補助します。

① 対象となる人

- ア) 空家の所有者またはその相続人
- イ) 上記の者から同意を得た人

② 対象となる空家

- ア) 個人が所有する空家
- イ) 1年以上の空家

③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工業者に発注するもの
- イ) 空家に所有権以外の権利が設定されていない
- ウ) 公共事業による解体でない
- エ) 申請者およびその世帯全員が市税を滞納していない
- オ) 空家活用支援事業補助金（空家リフォーム補助金）を受けていない
- カ) 完了実績報告書を平成30年3月15日までに提出できる
- キ) **工事着手前（着工前）である**

※工事が終了しているものは、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。



〈良好な住環境のために！〉

④ 対象となる解体工事

空家の全部を解体する工事（敷地内の附属建物、塀、植栽等を同時に解体する場合は、それらを含めて補助対象とすることができます。）
ご不明な点は下記まで問い合わせください。

⑤ 補助金の額

20万円以上の解体工事に対し10分の1を補助します。ただし、限度額は20万円です。

⑥ 加算額

次のいずれかに当てはまる場合は、補助額に10万円の加算があります。ただし、複数該当しても10万円です。

- ア) 昭和56年5月31日以前に建築された建物
- イ) 地震災害時に通行を確保すべき道路の沿線建物（渋川市緊急輸送道路沿線）
- ウ) 1年以内に購入した空家
- エ) 接道状況が悪い敷地にある空家（一定の基準があります。）

⑦ 補助金の制限

補助の対象者につき1回限りです。

⑧ 申込期間

平成29年4月3日（月）から
（予算に達した時点で終了となります。）



問い合わせ
建築住宅課（第二庁舎2階）
☎ 0279-22-2072

⑨ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着手前（着工前）に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 補助金交付申請書 ※注1
- イ) 空家の現況写真
- ウ) 空家の案内図
- エ) 解体工事の見積書の写し
- オ) 売買契約書の写し（空家を購入した場合のみ）
- カ) 同意書（申請者が同意を受けた場合のみ） ※注1
- キ) 世帯全員の住民票の写し ※注2
- ク) 世帯全員（16歳以上）の市税の納税証明書（未納額のない証明用）
または非課税証明書 ※注2
- ケ) 空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税評価証明書）
- コ) 所有者と申請者の関係がわかるもの（戸籍謄本など）（相続などの場合）
- サ) 上記のほか、状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

※注1 建築住宅課窓口、ホームページにあります。

※注2 渋川市以外にお住まいの方は、お住まいの市区町村のもの、渋川市のもの（課税義務がある方に限ります。）の両方を用意してください。
また、納税証明書（未納額がない証明用）は、市区町村によって完納証明書と呼ぶ場合があります。

⑩ 完了時の提出書類

工事が完了したら、下記の書類を建築住宅課窓口提出してください。

- ア) 完了実績報告書 ※注1
- イ) 補助金（変更）交付決定通知書の写し
- ウ) 領収書の写しまたは支払いが確認できる書類の写し
- エ) 工事完了後の写真
- オ) 「産業廃棄物管理表 建設関連廃棄物マニフェスト（E票）」の写し、またはこれに代わるもの
- カ) 下請契約書等の写し（申請書記載の業者とマニフェスト記載の業者が異なる場合）

※注1 建築住宅課窓口、ホームページにあります。



空家の管理は、所有者の責任です。
適切に管理しましょう。



“ 空家リフォーム補助金のご案内 ”

市内の空家の利活用を図り、良好な市街地の形成と定住の促進を目的として、空家を住宅としてリフォームする人に、リフォーム費用を補助します。

20万円以上の空家リフォームに工事費の10分の1、
最大40万円（加算額を含む）を補助します。

① 対象となる人

- ア) 空家の所有者
- イ) 空家を取得して、居住するためにリフォームを行う人

② 対象となる空家

- 個人が所有している1年以上の空家で、次のいずれかのもの
- ア) 住宅
 - イ) 併用住宅の住宅部分



③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工業者に発注するもの
- イ) マンション、長屋住宅、給与住宅等でない
- ウ) 申請者およびその世帯全員が市税を滞納していない
- エ) 空家解体補助金を受けていない
- オ) 完了実績報告書を平成30年3月15日までに提出できる
- カ) 工事着手前（着工前）である

※工事が終了しているものは、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

④ 対象となる工事

対象となるリフォームは、裏面のとおりです。ご不明な点は下記まで問い合わせください。

⑤ 補助金の額

20万円以上の補助対象となるリフォーム費用に対し10分の1を補助します。ただし、限度額は30万円です。

⑥ 加算額

次のいずれかに当てはまる場合は、補助額に10万円の加算があります。ただし、複数該当しても10万円です。

- ア) 市外からの転入者
- イ) 若者夫婦世帯（夫婦いずれかが40歳未満の世帯）
- ウ) 子育て世帯（18歳未満の子供を扶養している世帯）

⑦ 補助金の制限

補助の対象者および対象空家につき1回限りです。

⑧ 申込期間

平成29年4月3日（月）から
（予算に達した時点で終了となります。）



問い合わせ
建築住宅課（第二庁舎2階）
☎ 0279-22-2072

⑨ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着手前（着工前）に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 補助金交付申請書（建築住宅課窓口、ホームページにあります。）
- イ) リフォーム前の写真
- ウ) リフォーム内容を示した図面
- エ) リフォームの見積書の写し
- オ) 世帯全員の住民票の写し
- カ) 世帯全員（16歳以上）の市税の納税証明書（未納額のない証明用）
または非課税証明書
- キ) 対象となる住宅の固定資産税評価証明書
- ク) 売買契約書の写し（空家を購入した場合に限ります。）
- ケ) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定書の写し
（渋川市木造住宅耐震改修補助事業と併用するの場合に限ります。）

⑩ 補助の対象および対象外となる工事の一覧



補助の対象となる工事	補助の対象外となる工事
屋根の葺替・塗装・防水等、雨どい等の修理 ・交換、外壁の張替・塗装等の外装改修	別棟の車庫・物置・倉庫等の設置、改修
部屋の間取りの変更、模様替え	店舗、工場、事務所等の改修
根太、大引等の床組補修	門、塀、舗装、造園、植栽等の外構
床、壁、天井の張替、塗装等	リフォームを伴わない電話・インターネット回線・防犯機器・エアコン等の設置、配線及び家具等の購入、設置
断熱改修	家庭用電化製品・ガス器具・石油暖房器具等の購入、設置
畳の取替、表替等	室内カーテン・ブラインド等の取付け、取替（カーテンレール含む）
建具の取付け・交換・張替、開口部の設置等	シロアリの駆除、その他の防虫、消毒の薬剤散布等
浴室、洗面室、便所、台所等水回りの改修	建物の新築、10㎡を超える増築、改築等
住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス、サンルーム等の設置、交換	住宅の解体（リフォームに伴う部分の解体は除く）
給湯設備機器の設置、交換	下水道接続、合併浄化槽等の設置
照明（単に電球・蛍光管の交換を除く）、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置、交換	公共事業に伴う補償の対象となるもの
リフォームに伴う給排水衛生設備、空気調和設備、電気設備、ガス設備、オール電化設備の改修、交換	太陽光発電システム、蓄電池システム及びそれらに付属する機器等の設置
渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金を利用して行う耐震改修に対し、その補助対象外部分を補うもの	その他市長が対象外と認めるもの
バリアフリーとなるもの（手摺の設置、段差の解消、廊下の幅拡張等）	
省エネルギー化となるもの	
その他市長が認めるもの	